

介護サービスの利用について学ぶ

第7回ひなた介護教室

12日、特別養護老人ホームひなた地域交流室にて第7回ひなた介護教室が行われた。約30名が参加し、行われた同教室では「介護サービスを利用するには？介護保険の申請ってどうするの？」を演題に行われた。介護保険は第一号被保険者(65歳以上で介護や支援を必要とする人)と第二号被保険者(40〜64歳の医療保険に加入している人で老化に起因する特定疾病により介護を必要とする人)が利用対象者である。

講師を務めた同ひなた主任介護支援専門員の浅野

晶しやうさんは、「介護支援専門員【ケアマネージャー(ケアマネ)】とは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスを利用できるように導く介護サービスの窓口役の専門家である。介護認定で要支援の診断が出た時は地域包括支援センターに相談、要介護の時はケアマネに相談して。誰に相談すべきか悩んだ場合は、同センターへ連絡すると対応してくれる。介護認定を正しく判定してもらうために、普段の様子を伝えることが大事。

頑張り過ぎや月一回しかないようなことでも伝える。老老介護も増えてきていて、介護する側も体に負担をかける側もヘルパーなどのサービスを利用し、介護受け上手になってもらいたい。外部サービスを嫌がらないで」と話した。



介護サービスについて学ぶ参加者

参加した伊藤紀子さん(78)は102歳になる母親が要介護認定3を受けているという。現在は月の半分をショートステイで過ごし、もう半分は伊藤さんが世話をしている。しかし伊藤さん自身も要介護認定1を受け、世話するのが大変になってきたので見てくれる施設を探すため、様々な施設で話を聞いている。伊藤さんは「ひなたの話聞いて、一番いいかもと思った。介護保険料払ってもし、またお金がかかることを若い人にも知ってもらいたい。今回参加して、母に関する事で減額制度についても話を聞くことができたので良かった」と語った。